

知識集約型社会を支える人材育成事業 事後評価 面接評価実施要領

令和7年2月28日

知識集約型社会を支える人材育成事業委員会決定

1. 目的

知識集約型社会を支える人材育成事業委員会（以下「委員会」という。）における書面評価に基づく合議により、面接評価が必要と判断された大学からの説明及び質疑応答により、書面評価における不明点を明らかにし、事後評価に資することを目的とする。

2. 実施主体

委員会とする。

3. 実施対象

書面評価に基づく委員会の合議により、面接評価が必要と判断された大学とする。

4. 実施方法

原則としてウェブ会議システムを利用して実施するが、委員の要望を踏まえ対面での実施など、柔軟に対応することとする。

5. 面接評価の進め方

(1) 時間の配分

① 大学の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	15分以内	} 45分以内
② 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・	20分以内	
③ 個別審議・・・・・・・・・・・・・・・・	10分程度	

※ 時間配分は一応の目安であり、委員会の判断により適宜変更する場合がある。

(2) 説明者等

- ・説明者は、取組内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ・出席者は、5名以内（説明者含む。）とする。

(3) 説明内容及び資料

事後評価調書、事前に示す質問事項への回答を含め、取組の達成状況や成果、特にアピールしたい点（説明事項は任意とする）について、説明することとする。なお、説明の際に、図表等の別途資料を用いる場合は、必要最小限のものとする。

6. 説明者への注意事項

- (1) 説明者は、面接評価の進行状況により開始時間が早まることを想定して、当該大学の面接評価開始時間15分前までに指定された方法で参集すること。
- (2) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (3) 面接評価内容の録音及び録画は、禁止する。

7. 面接評価に当たっての留意事項

- (1) 大学の説明（１５分以内）が終了してから、質疑応答を行う。
- (2) 質疑応答（２０分以内）では、効率性の観点から書面評価及び大学の説明で更に明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。
なお、事後評価調書に記載されている内容を改めて質問することはできる限り避けることとする。
- (3) 大学の説明１５分、質疑応答２０分は厳守とする。説明が１５分以内で終了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えることはしない。

8. 面接評価実施後の対応

- (1) 面接評価によっても明らかにならなかった点、あるいは新たに生じた不明点がある場合は、必要に応じて、大学に対し書面による説明を求め、追加資料を提出させることができる。
- (2) 面接に出席した委員で書面評価の主担当委員は、書面評価及び面接評価を踏まえて総括評価（案）を取りまとめ、委員会に報告する。